

## 単品スライド条項の運用改定について

北九州市では、資材単価の急激な高騰等を踏まえ、単品スライド条項（北九州市工事請負契約約款第26条第5項）の運用を改定することとしましたのでお知らせします。

### 主な改定点

<改定前>

工事材料の価格増加分について

「実際の購入価格」と「購入した月の物価資料の単価」で安い方の単価を採用

<改定後>

「実際の購入価格」が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出すれば、「実際の購入価格」の単価を採用可能とします。

### その他改定点

- ・鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とします。
- ・年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨る維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能とします。

### 適用日

令和4年9月1日以降に単品スライド条項（北九州市工事請負契約約款第26条第5項）に係る請求を行うものから適用します。

### 協議方法

工事監督課に御相談のうえ、様式1、様式1-1及び納品書等を提出してください。

案内・様式リンク 単品スライドホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/seido/kitei/tanpinn.html>

#### 【問合せ先】

技術監理局契約制度課（契約変更手続等）

TEL 582-2545

技術監理局技術管理課（積算方法等）

TEL 582-2045